

## ■ 第4章 計画の基本的な考え方 ■

### 1 計画の基本理念

本市では、少子高齢化、核家族化、人口減少などが進み、社会環境が大きく変化しています。高齢者の全体に占める割合をみると、平成27年には26.9%でしたが、その5年後の令和2年には29.2%と約3割を占めています。これは、高齢者数の増加にも起因していますが、年少人口と生産年齢人口が減少し、65歳以上の人の全体に占める割合が大きくなっているからです。

このように、少子高齢化、人口減少が進むなかで、高齢者のひとり暮らしの増加や老老介護、高齢者の見守り体制の問題、子どもの安全・安心、いじめ、ひきこもり、虐待など様々な課題があります。これらの地域課題を同じ地域に住む市民の一人として、自分に何ができると「我が事」として捉える必要があります。行政や各種団体などについても、縦割りの支援ではなく、支援の必要な人に寄り添った包括的な連携による「丸ごと」の支援が求められています。さらには、「支える側」「支えられる側」という関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいと役割を持ちながら、地域を共につくる意識が重要となります。

こうした考え方を、市民、福祉関係者、団体、行政などが共有し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげていく必要があります。

本計画では「地域共生社会」の考え方をふまえた上で、前計画で掲げた基本理念に「共生」のキーワードを加えた「みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま」を計画の基本理念とします。この基本理念に基づいて、3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

#### 基本理念

みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま

---

## 2 基本方針

---

基本理念を実現するために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の3つの基本方針を設定しました。以下の基本方針に沿って、各種施策、事業を体系化していきます。

### 基本方針Ⅰ

#### 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

地域にはどんな人が暮らし、何に困っているのか、それに対してどのような支援をしているのかを知るなかで、少しでも自分に何ができるかを考えたとき、それは地域福祉の第一歩となります。そのため、市民に対して地域福祉やその活動についての情報提供を行い、地域の現状を知るきっかけをできるだけ増やし、理解を深め、地域で支えあう意識の共有をめざしていきます。

### 基本方針Ⅱ

#### 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

地域には様々な事情で、問題を抱えて困っている人がいます。そういう人々に対して寄り添い、支えあうまちづくりを進めることによって、すべての人が暮らしやすい社会へとつながります。そのため、コミュニティ推進協議会等の活動主体への支援、ボランティア育成等の担い手づくり、地域での交流の活性化等、多くの市民が参画し、地域の課題を我が事と考え行動する共生のまちをめざしていきます。

### 基本方針Ⅲ

#### 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

地域で安心して暮らすためには、日常の生活を支える保健福祉サービスの充実が必要となります。市と社会福祉協議会の連携によって、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援事業など様々な福祉サービスを提供するとともに、相談支援や防災体制構築の支援等を推進しています。こうした取組により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をめざしていきます。

### 3 計画の体系

基本理念を実現するための3つの基本方針に対して、11の基本目標を設定しました。基本目標は個々の事業を実施し、総合的にどのような状態をめざすかを明示したものです。計画策定後は事業の進捗評価を行い、基本目標に掲げた状態に近づいているかを検証していきます。

なお、基本方針ごとに特に重要な基本目標を1つ設定し、【重点】と表しました。

基本理念	基本方針	基本目標
みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま	<b>I 地域での理解</b> ～地域福祉の理解を深め、 地域で支えあう意識を共有しよう～	1. 地域で支えあう意識の啓発 【重点】
		2. 福祉教育の推進
		3. 情報提供の充実
	<b>II 地域での共生</b> ～我が事として捉え、 共生のまちをめざそう～	1. 支えあいのまちづくりの推進 【重点】
		2. 地域における包括的支援の充実
		3. 権利擁護の推進
		4. 地域福祉の担い手づくりの推進
		5. 生きがいづくりと交流の推進
	<b>III 地域での安心</b> ～誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる環境をつくろう～	1. 相談体制の充実【重点】
		2. 保健・福祉サービスの充実
		3. 防災・防犯の推進

## 4 重点取組

【重点】とした基本目標に対し、本計画の期間内に特に力を入れて進めていく取組は次のとおりです。

### 基本方針Ⅰ 地域での理解

～地域福祉の理解を深め、地域で支えあう意識を共有しよう～

#### 基本目標1 地域で支えあう意識の啓発

##### 【現状・課題】

住民が地域で心豊かに安心して暮らせる社会をめざす上で、互いに思いやり、住民同士が支えあい、助けあう意識が重要となります。そのため、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民一人ひとりが地域福祉の理解を深めていく必要があります。

##### 重点取組

##### 【市の取組】

###### ① 広報紙等を通じた周知啓発の充実

広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等を活用して、地域福祉についての理解や認識が深まるよう周知啓発に努めます。

また、SNSの活用など、効果的な周知啓発方法について検討します。

###### ② 地域福祉に関する講座の開催

地域福祉について幅広く地域住民の理解を得るとともに、地域課題について共通の意識を持ってもらうため、町内会単位や年代別、各種イベント等の場を活用するなど、様々な単位や機会での地域福祉に関する講座の開催をめざします。

##### 【社会福祉協議会の取組】

###### ① 「ふくしだより」、ホームページ等の充実

「ふくしだより」やホームページの内容を充実し情報や学習機会を通じて啓発活動を行います。また、SNS等を活用して福祉情報の提供の充実を図ります。

###### ② イベントでの啓発、活動のPR

各種イベントにて、地域福祉の啓発や地域福祉活動の情報提供を行います。また、社会福祉協議会の取組や地区社協活動をPRします。

## 基本方針Ⅱ 地域での共生

～我が事として捉え、共生のまちをめざそう～

### 基本目標1 支えあいのまちづくりの推進

#### 【現状・課題】

地域課題が多様化・深刻化するなかで、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、住民同士の顔の見える関係づくりが重要となります。その土壌となるコミュニティ推進協議会等の活動を支援し、住民のコミュニティ活動\*への理解を深め、幅広い協力・参加を促すとともに、地区社会福祉協議会活動を活性化させ、福祉課題に対応できるような推進体制を構築する必要があります。

#### 重点取組

##### 【市の取組】

###### ①地区社会福祉協議会活動への支援

世代や分野を超えた幅広い地域住民等が、多様な福祉課題について話しあい、問題解決のための活動や助けあいの風土づくりのために実施する、各種地区社会福祉協議会活動を支援します。

###### ②コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供

各コミュニティ推進協議会における地域性をふまえた独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題などを教えあい共有するための情報交換の機会を提供します。

##### 【社会福祉協議会の取組】

###### ①地区社会福祉協議会との連携・協働

地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるよう勉強会等を開催するとともに、地区社会福祉協議会が実施する事業に共に取り組みます。

###### ②会員募集、共同募金活動への取組

人と人が互いに支えあう地域とするため、社会福祉協議会会員を増やし、共同募金活動に取り組めます。また、地域福祉活動事業の原資となる会費及び共同募金の利用方法を市民、企業、事業所等へ周知し、互いに支えあう意識の育成に努めます。

## 基本方針Ⅲ 地域での安心

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう～

### 基本目標1 相談体制の充実

#### 【現状・課題】

誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

#### 重点取組

##### 【市の取組】

##### ①高齢者への相談体制の充実

市内3か所に設置した地域包括支援センター\*において高齢者に関する幅広い相談に応じ、必要な情報の提供や介護サービスの利用支援等を行うとともに、保健・医療関係者等との連携による相談体制を充実します。

##### ②子育てに関する相談体制の充実

育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。

##### ③障がいのある人への相談体制の充実

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、保健・医療・教育機関等との連携強化を図り、相談体制を充実します。

##### ④複合的な課題への対応

老老介護やひきこもり、生活困窮など、複合的な課題を持つ市民に対し適切な支援を行うため、福祉分野に限らず、庁内部局の横断的な連携体制の整備に努めます。

##### 【社会福祉協議会の取組】

##### ①心配ごと相談窓口の開設

どこに相談すればいいかわからない困りごとや心配事に対し、専門機関につなぐなど、課題の整理を支援します。

##### ②法律相談窓口の開設

弁護士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整え、問題の早期解決を支援します。